参考資料１

JAZA・環境省「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づく包括協定種化の手続きについて

昨年度の第２回検討会で報告した通り、JAZA（日本動物園水族館協会）飼育園館におけるオガサワラカワラヒワの生息域外保全に必要な技術開発や飼育環境条件の適正化等についての知見収集の取組を推進するため、本種を生物多様性保全の推進に関する基本協定書第３条第８項に基づく包括協定種とするため手続きを進めている。

現在、環境省より JAZA に対し、同協定の規定に基づき、以下の通り指定する種の連絡調整等の協力について依頼をしている。

（令和８年度絶滅危惧種の保全に係る取組の実施に関する協力依頼内容）

○　オガサワラカワラヒワについて、加盟園館や関係機関等との連絡調整を行い、情報の共有を図るとともに、分散飼育参画園館の拡大に向けた働きかけや飼育管理の技術指導を実施する。

【参考：生物多様性保全の推進に関する基本協定書】

（絶滅危惧種の保全における連携）

第３条　甲及び乙は、「希少野生動植物種の保存のための基本方針（平成 30 年４月 13 日閣議決定)」、生息域外保全基本方針及び「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方（平成 23 年３月環境省策定)」に沿って、絶滅危惧種の保全の取組を連携して実施する。

８　甲又は乙は、特定の絶滅危惧種の保全の取組を実施する場合、必要に応じて可能な範囲で相互の取組に協力する。